

Q

来年度より国保税5億円引き上げる。減免の拡大を

A

法令等による減免等の措置がある。一層の周知を図る

鈴木 三男

問 今でも高すぎる国保税、引下げこそ必要だ。申請減免が少ない現状だ。国保税の支払いが困難な方に対して減免基準の拡大と周知が必要ではないか。

答 低所得者等に対し、ケースに応じ、法令等により、軽減・減免の措置がある。減免基準の拡大は難しい。申請が必要なのは、引き続きチラシや市ホームページ等で周知を図る。

モル建設の中止は訴訟になるのか

問 建設中止がなぜ訴訟になるのか。

答 住民投票によって条件を一方的に変更することや、公募条件と異なる内容で事業契約を締結した場合は、最悪訴訟になるリスクがある。

問 市の情報公開条例により公開された資料によれば、この基本協定の第5条に、「契約不調時などの取り決め」として「事由のいかんを問わず、事業契約の締結に至らなかつた場合、・・・相互に債権債務関係が生じないことを確認する」との取り決めがある。本契約前に訴訟になる



空き家の有効活用を

問 空き家の活用で、地域の活性化を図るべきではないか。

答 県の報告を待つて市の空き家対策をつくる。空き家バンクも計画中。

Q

住民投票を行うべきと考えるがその考えはないか

A

今回は住民投票の必要はない

村川 徳浩

問 建物の評価額は一般的には3年に一度見直しをするはずだが、市のシミュレーションではどう扱っているのか。

答 三菱地所・サイモン株式会社から提供された数字を20年間据え置きのまま使用している。

問 20年間評価が下がらなかった建物が深谷市にはあるのか。

答 20年間はないが、一定期間下がらなかつた例はある。

問 具体的な数値を示し、改めるべきところは改め、説明責任を十分果たし、市長自ら住民投票を行い、賛成を勝ち取るという、誰もが納得する道を選ぶべきではないか。

答 市民への説明に努めていく。

一般廃棄物収集運搬業務委託における罰則金について

問 なぜ343万7千円もの多額の罰則金を支払うような重大な案件の報告を議会にしなかつたのか。

答 今回の件は、議会報告する案件に該当しないものと思われたことか



Q

地理的表示保護(GI)制度への取り組みについて

A

平成27年度中に制度説明会を開催し支援に努めていく

三田部 恒明

問 地域の特色ある産品の名称を保護する新たな仕組みとしてスタートした地理的表示保護制度について、全国的な登録申請状況および保証認定状況はどの程度進んでいるのか。

答 農林水産省に確認したところ、11月末現在、全国で19件の申請があり、15件が申請受理されている状況である。認定手続きの縦覧を現在行っており、縦覧終了後には初めて保証認定がされる見込みである。

問 9月埼玉県農林部より制度説明があったが、深谷市の取組状況は。

答 6月に施行された制度であり、平成27年度中に生産者団体や出荷団体等の皆様を対象とした説明会を開催し、意向確認を行ったのち、申請等に対する支援に努めていきたい。

問 長年培われた特別な生産方法や気候・風土・土壌など生産地の特性と結びついた品質・評価を持つ産品の名称を知的財産として保護する制度であり、国際的には広く認知されている。地域ブランド産品としての差別化や農業者所得の向上、経営規



模拡大、輸出促進も期待され、若い世代の確保にもつながると思うが。

答 登録には、生産者等における産品の生産方法等の確立と産品を販売する際の協力体制において地域の結びつきが不可欠である。故に、共同作業により地域の結束力が高まることで、産品に関連した雇用の創出にもつながり、地域の活性化が期待されている。農林水産省も地理的表示保護制度の説明に向くとのことである。申請等の支援に取り組んでいく。

歩道には「減少」への取組とは

問 日本人の死亡原因の一位「がん」。発症原因のトップはたばこと言われる。喫煙者を追いやることより、周

Q

学校図書館利用拡大に向けた取り組みについて

A

活用の充実に努めている

中矢 寿子

問 今、言語力の向上のため、全国的に読書活動推進の動きが活発化している。図書館を中心としたキャリア教育の推進により社会を生き抜く力の育成ができると思われる。言語力は全ての基本であることから学校図書館を学習センターとして位置付け、授業での活用を推進する考えは。

答 変化の激しい社会をたくましく生き抜く子どもたちを育てるために、市内全小・中学校で学校図書館を活用した授業に取り組んでいる。今後とも、学習センターとしての役割を果たすよう努めていきたい。

問 全校に配置された学校司書の仕事内容等聞きたい。

答 図書の貸出補助・整理、読書案内、図書館利用授業の補助、学習支援に関することなどを主な仕事としている。

ら、報告をしなかつた。

問 当該事業者の行為を不正と判断したのに契約解除しなかつた理由は。

答 現地調査や委託業者からの聞き取り調査を実施した上で、様々な対応方法について弁護士と相談し、是正命令及び罰則金を請求した。

問 次回の入札で当該事業者の入札はどう扱うのか。

答 すでに禁止行為に対する処分を受け、是正されていることから、入札に参加させた。

図書館利用授業の様子

